

# 提言書

佐伯市の  
地番・住居表示について

2020.12月

佐伯市議会  
議員政策研究会

## 目次

第1章 調査・研究にあたって……	P 2
第2章 調査・研究……	P 4
第3章 提言……	P 13
第4章 おわりに……	P 15
参考資料集……	P 17



政策研究会の様子

# 第1章 調査・研究にあたって

## 1. はじめに

佐伯市議会議員政策研究会は、令和元年5月10日に新たな会員9名により発足、直ちに調査・研究テーマの選定協議に入った。

協議では、これまでの一般質問や市民からの要望等を踏まえ、複数のテーマが提案され、侃侃諤諤<sup>かんかんがくがく</sup>の議論が続けられた。しかし、本会のテーマは会員が全会一致になるものと定められていることから、7月19日、第5回議員政策研究会において、最終的に意見が一致した佐伯市における住所の問題を調査・研究し、執行部への提言若しくは議案提出することを目指すことにした。

## 2. 調査・研究目的

佐伯市の住所を概観した場合、例えば、土地の地番（住所として番地を含む）は、明治6年から14年頃にかけて明治政府が行った「地租改正」により地図（一筆図、字図、全村図）が作成され、一筆ごとに「番号」を付したのが始まりと言われている。その後明治22年に町村制が施行された際に、旧町村を大字として決定されたという歴史がある。また、行政上の都合で戦前から「区」の名称を用いているのに加え、昭和51年以降に市街地の住居表示が始まったことで、現在の佐伯市の住所が「分かりにくい」と言われる要因と考えられる。

このことは、市街地が拡大した地域に顕著で、例えば、住所地番でいうと、旧市街地から女島、新女島及び灘にかけては、「佐伯市〇〇番地」、坂の浦から脇にかけては「佐伯市大字鶴望」、コスモタウン周辺は大字鶴望に加え、「佐伯市大字稲垣」、「佐伯市大字上岡」など地域によっては、大字の境界がどこにあるのか、住民自身が知らないのが現状と思われる。また、それぞれの番地の「番号が順番になっていない」ことから、場所の特定ができず、郵便物などの配達、住民の居所を確認することなどに支障を来しているとの指摘がある。

一方、特定の建物を示す住居表示については、葛港から池船町、城南町にかけての区域及び鶴岡町に限られているため、女島、新女島やコスモタウンなど宅地化が進んだ地域でも分かりにくい「番地」を使わざるを得ない状況である。

佐伯市ではさらに、行政区（住民自治組織）としての〇〇区が存在しているため、〇〇区〇〇班という住所も使用され、場所によっては、3種類の住所が存在することになっている。なお、〇〇区という住所は、あくまで自治組織としての「住所」であり、住居を特定することができないため、住民票など公的な書類については、佐伯市として「正式な住所」として取り扱っていないとのことである。しかし、地域によっては、未だに住民の間では広く使われているのも事実である。

また、旧郡部の住所地番は、「佐伯市米水津大字〇〇浦1234番地〇」と表記するため、記入すると長くなる上、全国的には消えつつあると言われる「大字」表記が残っているのが現状である。

そこで本研究会では、これら佐伯市の地番・住居表示の調査・研究を行い、市民誰もが使いやすく、分かりやすくかつ伝統を残せるような地番・住居表示にすることを目的に、執行部への提言場合によっては議案の提出も視野に入れながら、令和2年3月定例会を目途に調査・研究を終わらせることにした。

### 3. 調査・研究の方法について

調査・研究の方法については、現状把握することから始め、地番・住居表示の仕組みや歴史、全国の事例等を調査しつつ、「住所」を扱う職種の皆さんから意見を集約し、提言等にまとめることとし、7月19日の第6回本研究会において、以下のように進めることに決定した。

- ①佐伯市の地番・住居表示についての現状把握
  - ア 本市関係部署 市民課、課税課、収納課、選挙管理委員会、上下水道部、農業委員会、教育委員会、消防本部等
  - イ 本市以外の住所を扱う公共機関 大分県、法務局、警察署等
  - ウ 住所を扱う民間企業 日本郵便、宅配業者等
- ◎上記の機関において、地番・住居表示に対する認識（問題点等）、市民、顧客からの苦情の有無及び内容、その他要望等を聞き取りする。
  
- ②地番・住居表示の仕組み及び歴史
  - ア 地番・住居表示の歴史的経過
  - イ 法令、条例等の法的根拠
  - ウ その他
  
- ③地番・住居表示に関する全国の事例研究・調査
  - ア 先進地視察調査
    - ・この問題を抱える地域あるいは解決した地域。
    - ・合併時の住所をどう取り扱ったか、先進的な地域。
  - イ 関係省庁（総務省等）への視察調査
    - ・法的な問題、解決方向、全国事例など
  
- ④佐伯市の目指す方向性について
  - ア 提言案又は条例案の協議
  - イ 関係機関との意見交換
    - ・本市執行部
    - ・佐伯市区長会連合会
  
- ⑤提言書（案）又は条例（案）の作成
  
- ⑥議会への報告または議決
  - ・議運
  - ・全員協議会
  - ・本会議

## 第2章 調査・研究

### 1. 佐伯市の地番・住居表示について概要の把握

本市では、日常的に住所を扱う関係部署として、市民課をはじめ、課税課、収納課、選挙管理委員会、上下水道部、農業委員会、教育委員会、消防本部等が考えられる。しかし、7月19日の本研究会において全ての部署から説明を受けるか検討した結果、代表して市民課より説明を受けることとした。そこで、8月20日の第7回本研究会において、佐伯市の住所の現状について概要を把握するため、本市市民生活部市民課より説明を受けた。

#### 【佐伯市役所の庁舎における住所の取扱い状況について】

まず、住居表示に関する法律に基づく表示をしている地域で、一例として、佐伯市〇〇町〇番〇号または佐伯市〇〇町〇丁目〇番〇号が挙げられる。次に、住居表示を実施していない地域であり、この地域は地番表示で、一例として佐伯市大字長谷〇〇番地が挙げられる。最後に、一定の地域の範囲を示すものとして、〇〇区〇班が挙げられる。しかし、これについては、住居を特定することができないため、佐伯市として正式な住所として不相当と判断しており、一般的に市民が使用することは制限していないが、正式な住所、正式な書類を書くときは、住居表示及び地番表示を記載するよう指導しているとのことであった。

なお、〇区〇班の使用については、今後使用しないよう平成26年11月に全職員に周知を行ったこと、同年12月に佐伯警察署を通し、大分県公安委員会に運転免許証の住所を更新の際、正式な住所表記で行うよう市長名で要請書を出し、平成27年2月に佐伯市自治委員会連合会においても同様の報告と依頼をしたとのことであった。

#### 【佐伯市の住所（住居表示）の歴史】

本市の住所の歴史については、合併時に長谷村、木立村等が大字長谷、大字木立として残っているのではないかとのことであったが、本市の住所の歴史については参考資料として後述することにする。

旧佐伯市においては、昭和51年2月1日に「常盤区」を常盤東町・常盤西町・常盤南町という住居表示を実施して以降、平成6年4月1日の東浜及び西浜地域まで計18回の住居表示を実施しているとのことである。（下表参照）

平成17年の合併後に住所変更を実施したのものとして、都市計画課が実施した「脇津留土地区画整理事業」（コスモタウン）があり、平成20年3月27日から脇津留地域の土地の表記が、大字鶴望及び大字稲垣の一部について、「鶴岡西町1丁目・鶴岡西町2丁目」に変更されたとのことであった。ただし注意点として、この1丁目、2丁目は「住居表示」として丁目ではなく、丁目を含めた土地の名称変更であり、正式な住所としては、鶴岡西町1丁目〇〇番地になるとのことであった。これ以降、佐伯市では住所変更等は実施していないとのことである。



コスモタウン全景 (Google)

昭和 51. 2. 1	常盤東町・常盤西町・常盤南町
昭和 52. 2. 1	中村東町・中村西町・中村南町・中村北町
昭和 53. 6. 1	城東町・内町・城下東町・城下西町
昭和 56. 11. 1	駅前 1 丁目・駅前 2 丁目・平野町・田の浦町・春日町・日の出町・葛港
昭和 58. 3. 25	長島町 1 丁目・長島町 2 丁目・長島町 3 丁目・長島町 4 丁目・中ノ島東町
昭和 59. 3. 1	池船町・城南町
昭和 60. 3. 1	東町
昭和 63. 3. 1	臼坪・蟹田
平成 1. 4. 24	向島 1 丁目・向島 2 丁目・中の島 1 丁目・中の島 2 丁目・中の島 3 丁目・来島町
平成 4. 3. 1	大手町 1 丁目・大手町 2 丁目・大手町 3 丁目・船頭町・西谷町
平成 5. 5. 10	鶴岡町 1 丁目・鶴岡町 2 丁目・鶴岡町 3 丁目・若宮町
平成 6. 2. 14	鶴谷町 1 丁目・鶴谷町 2 丁目・鶴谷町 3 丁目・野岡町 1 丁目・野岡町 2 丁目・中江町
平成 6. 4. 1	東浜・西浜

### 【住居表示への変更と地番表示の変更（字等の変更）について】

住居表示への変更は、住居表示に関する法律（以下＝法）第 3 条第 1 項により、「市街地にある個人の住所若しくは居所又は事務所、事業所、これらに類する施設の場所を表示すること」とあり、これが住居表示に当たり、○番○号、○丁目○番○号と表示する。ただし、住居表示実施及び土地の名称、地番表示の変更については、議会の議決が必要とのことである。また、地方自治法第 260 条第 1 項では、市町村区域内の町または字の区域を定めることになっており、市町村の区域、町若しくは字の区域の新設、名称変更時には議会議決が必要な根拠となっているとのことである。

### 【住居表示への変更について】

住居表示に関する法律が制定された背景は、地番が順序よく並んでいないことや町の境界が入り組んでいることで、家を探すときに不便な場合があり、このような状態を解消するために住居表示の制度が始まった。これにより町名と土地の地番で表していた住所を、一定の基準によって付けた街区符号が○番に当たり、その街区の中の特定の住居番号を○号で表すので、○番○号となるとのことである。

### 【地番表示の変更方法について】

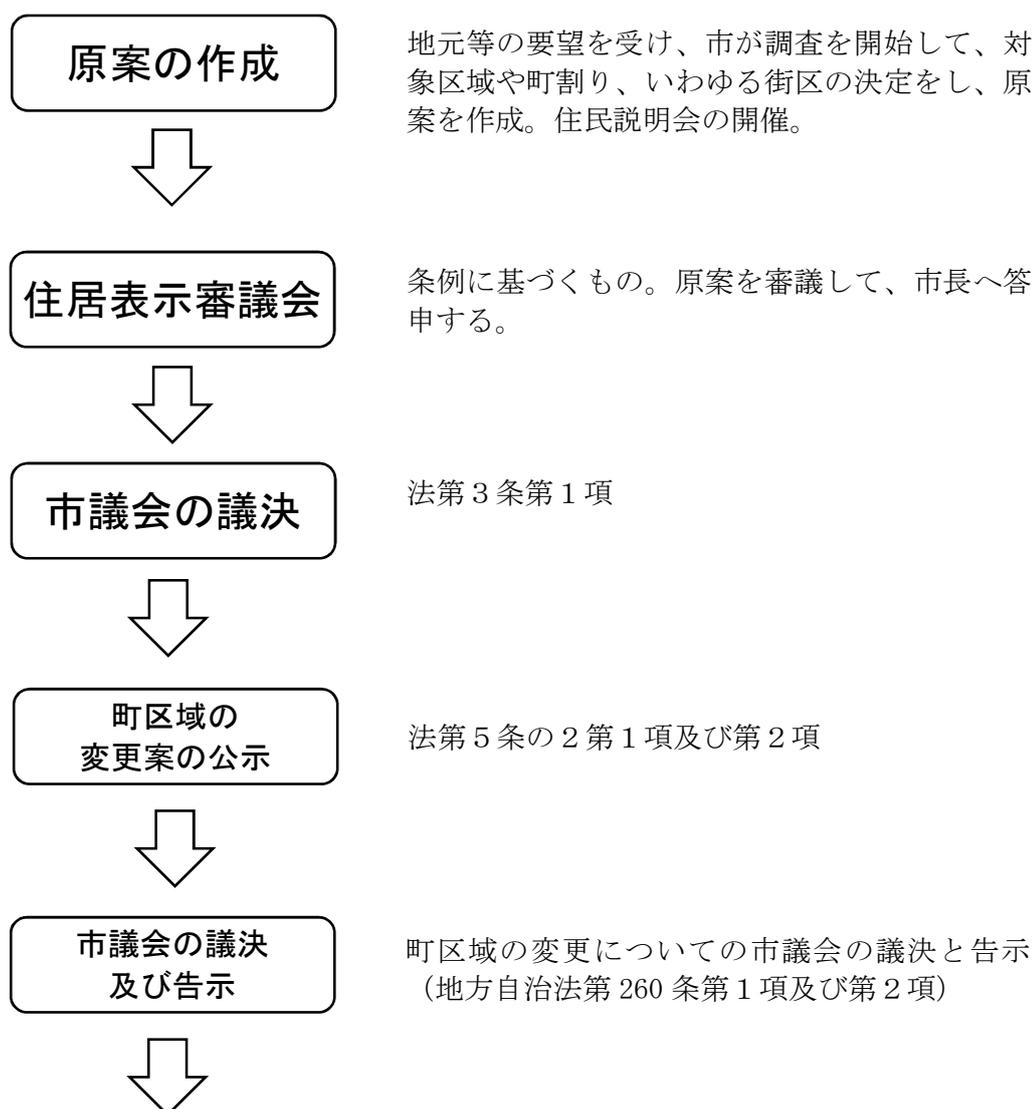
住居表示の実施条件は、①市街地であること。市街地の認定は、法第3条第1項により当該市町村に任されており、その参考基準が旧自治省（現在の総務省）から「市町村の区域で人口密度の高い調査区が互いに隣接して、その人口が5,000人以上となる地域」と示され、具体的には人口が5,000人以上で、かつ人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上となる地域をいうことになっている。

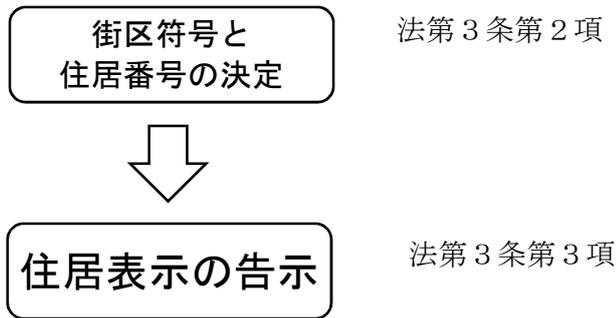
また、②実施しようとする町が、区画整理事業などによって整然と恒久的な街区が形成されていることなど、二次的な開発によって町並みを変更されることがないことが要件とのことである。この制限を設けた理由は、一度住居表示を実施した地域を変更されると多大な影響が発生する可能性があるためということである。

さらに、③既に市民が居住している地域については、地元の意思が固まっている旨の合意が必要となっている。

以上が実施条件だが、住居表示を実施する場合には、町の境が道路、河川の堤防や恒久的な施設によって合理的に区分するため、区域の変更も生じる場合があるということになっている。

### 【住居表示を実施する場合の大まかな流れ】





### 【地番表示の変更方法について】

地番は変えられないので、土地の名称変更ということになるが、地方自治法第260条第1項で、「市町村長は政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域の町若しくは字の区域を新しく画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない」ということになっている。

また、住居表示の場合には、住居表示審議会を開くが、土地の名称変更の場合は特に検討する組織がないので、前述の脇津留地域の場合、「字の区域及び町の名称変更に関する検討委員会」という第三者機関を立ち上げて検討したということである。この委員会については、条例を適用するのか設置要綱を準用するのかは今後の課題とのこと。なお、住居表示をする場合の実施条件に関し、「市街地の認定」は市町村長に任されていると解釈しているとのことである。

### 【市民課からの説明、会員からの質疑】

Q 住所表示と住居表示の違いは何か？

A 住所表示は、住民票上記載された住所の表示なので、○番○号も○○番地も住所表示。住居表示は、法によって告示された地域のみで扱われるので○丁目○番○号あるいは○番○号という表示になる。

Q 住所表示における○○番地1のように番地の後の数字は何か？

A その家が建っている場所が分筆等がなされた場合に○○番地1など枝番が付く場合がある。この1も土地の地番ということである。ただし、登記簿については、番地ではなく○○番1とか番で表されるが、それを住所に置き直すと○○番の土地だから○○番地ということになる。これは全国共通事項である。なお、住居表示をする場合でも土地の地番は変更しない。(例えば長島町では、住居表示は、佐伯市長島町○丁目○番○号、土地の地番は佐伯市○○番地となる)

Q 以前は○○番地の1というように「の」があったが？

A 平成13年(要確認)法務省の通達等によって登記簿に合わせることになり、「の」の表示は必要なくなったという経緯がある。

Q ○丁目○番○号を○-○-○と表す場合があるが、このハイフン(-)は？

A ハイフンは、住所を簡単に書くために付けるもの。

Q 住居表示をした際の地元の反応は？

A 合併前なので分からないが、地元の理解、合意がないと実施しづらいと考える。例えば、土地の登記簿、本籍、住所や健康保険証など、市が職権で変更するものが約30から40項目あるが、銀行口座、免許証の更新などは個人個人が行うので、作業の洗い出しが必要。

Q 建物を取り壊して新しい建物を造った場合、住居表示はどうか？

A 新築した建物の玄関の方向が変わると○号が△号になる可能性があるが、その場合には住所変更ということになり、場合によっては、従前の番号を付けるということも可能。

Q 新築した場合、今までと同じ場所に住んでいるのに、手紙が返ってくる場合がある。住居表示が変わったということか？

A 対策として、住居番号のシールを家の玄関とか郵便ポストに張ってもらっている。そのシールで郵便局が把握することになっている。

Q 新築等の場合、住居表示の変更がないように市で取扱いできないか？

A 検討させてほしい。

Q ○丁目という丁目がある地域とない地域の違いは？

A 住居表示の地域の範囲が広い場合は、何番何号だけでは、数十番台になり多くなってしまうので、住居表示審議会のほうで1丁目、2丁目など区分けしたと考えられる。なお、丁目までは土地の名称に当たるので、例えば長島町は、長島町○丁目までが、土地の名称に当たる。

Q 現在執行部として住居表示を行う予定はあるか？

A 現在予定はない。地域要望があれば、法に基づき調査・検討して案を作成することになる。正式な要望はないが、女島、新女島、女島団地及び灘については、各区長から「分かりにくい」とは聞いている。ただし、女島、新女島については、農振地域があるため、(前述したように)「宅地転用や道路が新設される地域は二次開発に当たる」という条件があり、なかなか手は付けられない。

Q 住居表示の原案の作成から告示までの期間は？

A 約2年かかると想定しているが、「住所表示」の変更の場合は、住民説明会とかを踏まえ約1年と考える。

以上のように市民課からの聞き取りを行ったが、会員間の共通認識を図るため、令和2年2月3日の政策研究会において、市民課からの聞き取りのまとめを行った。また、同月13日の政策研究会において、先進地域への行政視察について協議を行った。その結果、この間の調査・研究により会員相互の共通認識が図られ、本市の住所についての問題点が明らかになったこと、本市の「地番・住居表示」に関し、改革の方向性が一定程度見えてきたこと、また新型コロナウイルス感染症が全国に拡大していることを踏まえ、行政視察は行わないことに決定した。

また、提言書の案文については、正副会長に一任することを決定した。

## 2. 市内事業者（市民課を含め）に対するアンケート調査について

住所を扱う民間企業に対する聞き取りについては、令和元年9月4日の政策研究会において協議し、アンケート調査を行うことに決定した。同月25日の政策研究会において、アンケート内容及び依頼先の協議を行い、以下のように決定した。

### ①協力依頼を行う事業所

- ・市内の宅配事業者
- ・日本郵便株式会社
- ・市内のタクシー業者
- ・佐伯警察署



### ②アンケート内容

	設 問	回 答 欄
1	業務（職務）を行う上で、佐伯市の住所表記が分かりにくいなど不便に感じたことがありますか。	ある ・ ない
2	上記1で「ある」とお答えいただいた方へ どのようなことが不便を感じましたか？（複数選択可）	
	1. 市内に同一・類似の町名がある。 2. 土地の並ぶ順序と地番の順序とが一致しない。 3. 同一地番の上に複数の住居がある。 4. 複数の住所があるため、配達先（訪問先）の特定に時間や手間がかかる。 5. 複数の住所があるため、覚えるのが大変。 6. 複数の住所があるため、住所リストの作成に手間や時間がかかる。 7. 近所に同姓同名がいる場合に誤配達の可能性がある。 8. その他（自由に記入してください）	
3	業務（職務）を行う上で、住所に関することに起因するトラブルが発生した事例はありますか。	ある ・ ない
4	上記3で「ある」とお答えいただいた方へ どのようなトラブルが発生しましたか？（複数回答可）	
	1. 配達先（訪問先）を間違えた。 2. 配達先（訪問先）が特定できなかった。 3. 他人の郵便物・荷物が届いたと苦情があった。 4. 配達先（訪問先）がわからずにいたら、「届かない」などの苦情があった。 5. その他（自由に記入してください）	
5	佐伯市の「住所の表記」について、改善が必要だと感じる事項や御意見、御提言等がございましたら御記入ください。	

### ③アンケート調査結果

アンケート送付事業所数・・・7事業所  
 アンケート回答受付数・・・4事業所  
 （回収率約57%）

### 設問 1

「業務（職務）を行う上で、佐伯市の住所表記が分かりにくいなど不便に感じたことがありますか。」で「ある」と回答した事業所	4
---	---

### 設問 2

上記 1 で「ある」とお答えいただいた方へ

どのようなことが不便を感じましたか？（複数選択可）

	回答事業所	選択した事業所の%
1. 市内に同一・類似の町名がある。	1	25.0%
2. 土地の並ぶ順序と地番の順序とが一致しない。	4	100.0%
3. 同一地番の上に複数の住居がある。	3	75.0%
4. 複数の住所があるため、配達先（訪問先）の特定に時間や手間がかかる。	2	50.0%
5. 複数の住所があるため、覚えるのが大変。	0	0.0%
6. 複数の住所があるため、住所リストの作成に時間や手間がかかる。	0	0.0%
7. 近所に同姓同名がいる場合に誤配達の可能性がある。	3	75.0%
8. その他（自由に記入してください）	1	25.0%

その他の記入欄記載事項

班での表記だと配達時に範囲が広く特定が難しい、また、同姓の家が複数同じ班にあると 1 件 1 件訪ねることになり時間がかかりすぎる

### 設問 3

「業務（職務）を行う上で、住所に関することに起因するトラブルが発生した事例はありますか。」で「ある」と回答した事業所	2
--	---

### 設問 4

上記 3 で「ある」とお答えいただいた方へ

どのようなトラブルが発生しましたか？（複数回答可）

	回答事業所	選択した事業所の%
1. 配達先（訪問先）を間違えた。	1	50.0%
2. 配達先（訪問先）が特定できなかった。	2	100.0%
3. 他人の郵便物・荷物が届いたと苦情があった。	1	50.0%
4. 配達先（訪問先）がわからずにいたら、「届かない」などの苦情があった。	1	50.0%
5. その他（自由に記入してください）	0	0.0%

## その他の記入欄記載事項

班表記の配達で不在表を投函した際、同じ姓で違う家に投函したとして連絡をいただくことがある。

### 設問 5

佐伯市の「住所の表記」について、改善が必要だと感じる事項や御意見、御提言等がございましたら御記入ください。

設問 2、4 に記載しましたが特定の家を指す番地以外に班の表記があり班で荷物が届くと該当の家を特定するのに時間を要するので、班の表記は廃止してもらいたいです。

番地表記の地区は基本番地の流れに沿って家がありますが、一部のエリア（弥生の井崎など）では番地が急に飛んでおり不慣れなドライバーでは家を特定するのに時間をかけてしまうのでいったん番地の流れをスムーズに流れるように変更してほしいです。

借家で同時の番地の時は 125 番地の 1 とか 2 のように数字を入れては？

佐伯市〇〇〇〇番地（郵便番号 876-0000）の住所の表記は改善が必要だと感じます。

## 3. 地番・住居表示に関する全国の事例研究・調査について

前述のように行政視察は中止したが、主にそれぞれのホームページから情報収集したものをまとめた。合併時の事情により様々な住所変更が行われていることが分かる。

### 事例① 山口県

※山口県のホームページには、「市町村合併に伴う住所の表記、電話番号、郵便番号の変更について」（市町課）というページがあり、平成 15 年から 22 年までに市町村合併をした市町村の情報が掲載されている。

#### (1) 合併により大字表記は残したが、旧市町村名を削除した例

##### ①周南市（H15. 4. 21 合併）

徳山市、新南陽市、熊毛郡熊毛町、都濃郡鹿野町は、合併で周南市となったが、旧市町村名は冠することなく、全て周南市で統一した。

##### ②光市（H16. 10. 4 合併）、宇部市（H16. 11. 1）、萩市（H17. 3. 6 合併）

光市は熊毛郡大和町と合併、宇部市は厚狭郡楠町と合併、萩市は阿武郡須佐町ほか 6 町村と合併。いずれも大字表記は残したが、旧町名の名称は使用せず。

#### (2) 合併後も旧市町村名、大字表記も残した例

##### ①下関市（H17. 2. 13 合併）

下関市、豊浦郡菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町が合併、旧町名も大字表記も残した。

(3) 合併後も旧町村名は残したが、大字表記は削除した例

①岩国市 (H18. 3. 20 合併)

②美祢市 (H20. 3. 21 合併)

(4) 合併を機に旧町村名も大字表記も削除した例

①柳井市 (H17. 2. 21 合併)

柳井市、玖珂郡大島町が合併。旧柳井市、旧大島町ともに大字表記を削除した。

②長門市 (H17. 3. 22 合併)

長門市、大津郡三隅町、日置町、油谷町が合併。いずれも旧町名、大字表記を削除。

③山口市 (H17. 10. 1 合併)

山口市、佐波郡徳地町ほか4町が合併。いずれも旧町名、大字表記を削除。

事例② 広島県尾道市 (H17. 3. 28 及びH18. 1. 10 合併)

2回の合併共に旧町名は残したが、大字表記を削除。

事例③ 埼玉県加須市 (H22. 3. 23 合併)

加須市、北埼玉郡騎西町、北川辺町、大利根町が合併。旧町名、大字表記ともに削除。

事例④ 福島県田村市

田村郡滝根町、大越町、都路村、常葉町、船引町が合併。旧町名及び都路村を都路町に変えた上、大字表記を削除した。

事例⑤ 群馬県伊勢崎市

伊勢崎市、赤堀町、東町、境町が合併。全て旧町名及び大字表記を削除するとともに、旧赤堀町及び旧東町の区域は、住所表示を伊勢崎市〇〇町又は〇〇町〇丁目に変更した。



## 第3章 提言

### 佐伯市における地番・住居表示の方向性について

これまでの調査・研究を踏まえ、本題である佐伯市の地番・住居表示の方向性を考えたい。前提として、住居表示等を設置、変更する議案を提案するのは、市長の専権事項で、議会が提案することはできないということである。このため、本研究会では、あくまで分かりやすく、使いやすい地番・住居表示を実現するための参考になるものを提言するということである。実際に決定するためには、住民の意見を尊重することが一番であることは言うまでもない。

#### 提言1 地番（住所）の大字表記の省略

(3) 地番・住居表示に関する全国の事例研究・調査で明らかなように、全国的には合併に合わせ、大字表記をなくしている傾向がある。また、以前から大字表記をしていない自治体も多いと推定される。インターネットで住所記入をする際も、自動入力の手ほとんどが大字表記はなく、大字表記のない住所でも郵便物等は届いており、生活上支障がないと思われる。よって、本研究会として、一番実現しやすい大字表記の削除を第一に提言する。

《例》

佐伯市弥生大字井崎〇〇〇番地 → 佐伯市弥生井崎〇〇〇番地

佐伯市大字長谷〇〇〇番地 → 佐伯市長谷〇〇〇番地

これにより、全市的に住所を簡略化することになり、住所を記入する際の市民の負担軽減にもなる。

#### 提言2 住居表示区域の拡大

これまでの調査・研究により、女島、新女島地区等では地番が「佐伯市〇〇番地のため、分かりにくい」という声が上がっている。宅地化が進む同地区や大字鶴望の地区では特に顕著と思われる。そこで、本研究会としては、地番が佐伯市〇〇〇番地表記の地域（P14 地図参照）のうち、女島、新女島、女島団地については、住居表示区域に加え、佐伯市女島〇丁目〇番〇号とし、地番と住居表示を分けることを提言する。残る灘地域の地番については、佐伯市上灘〇〇〇番地、佐伯市東灘〇〇〇番地とすることを提言したい。

次に、大字鶴望地域から大字上岡、大字稲垣が入り乱れているコスモタウン周辺についても、住居表示区域とし、佐伯市寺田〇〇番〇号、佐伯市百谷〇〇番〇号、佐伯市鶴岡西〇丁目〇番〇号、佐伯市古市〇番〇号など現在の「区」の名称を基本に住居表示とすることを提言する。

住居表示区域を拡大することで、〇〇番地では分かりにくい住居が特定できるようになり、線引きのはっきりしない「区」の再編にもつなぐことができると考える。

### 提言3 地番（住所）に小字表記の追加

大字表記をなくす一方で、長谷、長良、堅田や海崎、戸穴など大字地域の範囲が広い地区では、小字表記を追加することを提言する。

《例》

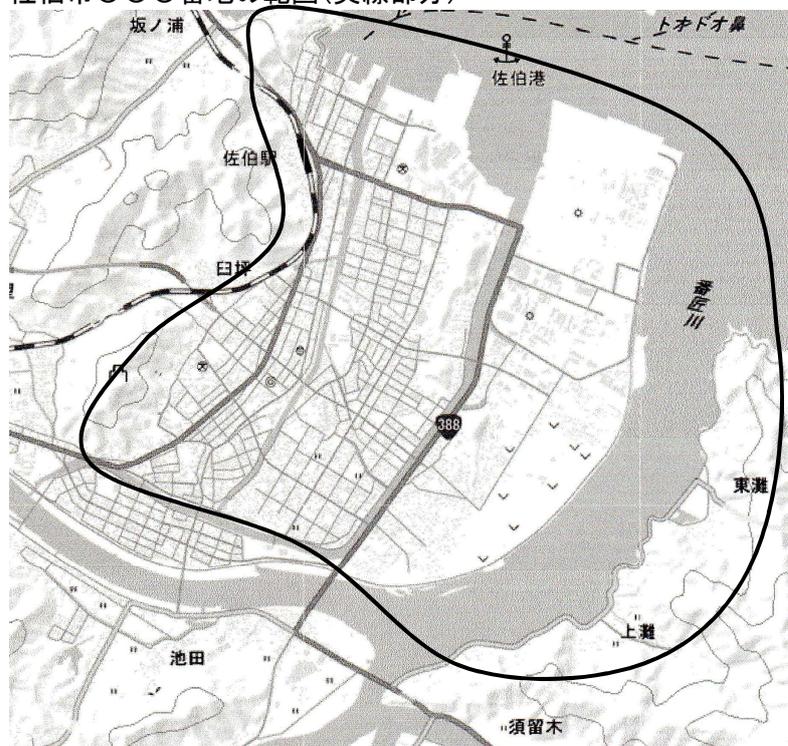
佐伯市大字長谷〇〇〇番地 → 佐伯市長谷下城〇〇〇番地

佐伯市大字長良〇〇〇番地 → 佐伯市長良江頭〇〇〇番地

佐伯市大字戸穴〇〇〇番地 → 佐伯市戸穴宇戸〇〇〇番地

小字表記の追加は、住所の簡略化とは矛盾するが、住居を推定する場合、範囲が絞ることが可能なため、利便性の上では向上する。また、長年親しまれてきた「区」等の名称を入れるのも市民の合意を得る一つの方法であると考える。

佐伯市〇〇〇番地の範囲(実線部分)



## 第4章 おわりに

本研究会では、佐伯市の地番・住居表示の調査・研究を行い、市民誰もが使いやすく、分かりやすくかつ伝統を残せるような地番・住居表示にすることを目的に、執行部への提言場合によっては議案提出も視野に入れながら、当初は令和2年3月定例会を目途に調査・研究を終わらせることにした。

しかしながら、調査の過程で、地番、住居表示など住所の変更は市長の専権事項であるため、市議会から議案を提出することはできないことが分かり、提言に絞ることとなった。

また、令和2年1月から広がった新型コロナウイルス感染症の影響で、現地視察のみならず会員が集まることさえ困難になったため、令和2年3月定例会での提言書提出は断念し、令和2年12月定例会中に提言書案をまとめることとした。

今回まとめた提言書は、当初の「市民誰もが使いやすく、分かりやすくかつ伝統を残せるような地番・住居表示にすること」の目的を複数の案を示すことでおおむね達成したのではないかと考えている。今後は、現在の「住所」に不便を感じている地域の市民を中心に、世論を盛り上げていただき、市もそれに応えて地番・住居表示の改正に取り組んでもらいたい。

今回の提言書作成に際し、御協力いただいた市民の皆さん、関係諸機関に対し、感謝を申し上げ、「佐伯市の地番・住居表示についての提言書」のまとめとしたい。

### 【議員政策研究会の活動経過】

令和元年（2019年）

5月21日	政策研究会	政策課題の選定
6月6日	政策研究会	政策課題の選定
6月17日	政策研究会	政策課題の選定
7月9日	政策研究会	政策課題の選定
7月19日	政策研究会	調査・研究テーマの決定
7月23日	議会運営委員会	調査・研究テーマの承認
8月20日	政策研究会	佐伯市の地番・住居表示について概要把握（市民課から聞き取り）
9月4日	政策研究会	市民課からの聞き取り考察ほか
9月25日	政策研究会	アンケート内容及び送付先協議
12月24日	政策研究会	アンケート結果の考察ほか

令和2年（2020年）

1月10日	政策研究会	市民課からの聞き取り
2月3日	政策研究会	市民課からの聞き取りのまとめほか
2月13日	政策研究会	行政視察に関する協議
11月17日	政策研究会	来年度予算に関する協議
11月24日	政策研究会	提言書案取りまとめ
12月2日	政策研究会	提言書の決定

## 参考資料集

### 【土地の地番と建物の住所として地番の違い】

登記簿など土地の番号を表す地番は、佐伯市大字〇〇××番という形式で表現され、枝番がある場合、枝番を後ろに付け、××番1と表現する。

一方、建物の住所を表す地番は、住居表示をしている地域は、〇〇町〇丁目〇番〇号と表し、住居表示を実施していない地域では、その際地番ではなく住所を表していることを示すため、佐伯市大字〇〇××番地や××番地1と表現する。

※以前は番地と枝番を「の」で繋げていたが、現在は「の」を廃止している。

### 【佐伯市の住所の歴史】

佐伯市の地名はほとんどが江戸時代から使用されていた〇〇村が元となっている。

旧市内において、現在使用されている大字は、明治22年3月2日、大分県知事西村亮吉の名で発せられた県令甲第一二号「町村制施行に付、町村区域名称別冊の通相定、本年四月一日より施行す。但旧町村名は、大字として之を存す」による。（佐伯市史より）（傍点は本研究会にて記す）

それまで例えば、佐伯市大字狩生は、明治当初は、小福良村・中河原村・狩生村・車村の4村であったが、明治8年（1873年）3月13日に合併して狩生村となっている。このときに、現在の大字の元となる佐伯村、鶴望村、稲垣村など24の村が誕生した。その後明治22年4月1日の町村制の施行により、狩生村、二栄村、護江村の3村が合併し、西上浦村が誕生した際、旧村名が大字として残ったということである。この時旧佐伯村は佐伯町になったが、範囲が変わらず村から町になったため、大字表記がなくなり佐伯市〇〇番地が誕生したと言われている。

なお、現在用いられている「区」の名称は、明治6年に全国を大区、小区（村はその下）に分けた後、前述の町村制施行時に、佐伯町は行政上の都合から12区画に分け、区長・区長代理を置いたのが始まりと言われている。

旧町村では、旧上浦町、旧米水津村は、主に町村制施行前の「村」が「区」に移行しているため、大字と区が一致している。旧弥生町や旧鶴見町及び旧蒲江町では、行政上の都合で「区」を設けたため、〇〇1区、〇〇2区など数字で区切られている地域がある。旧本匠村、旧宇目町は、主に江戸時代の村（小字）が区として用いられている。旧直川村は、昭和22年時点の財産区に行政上の位置づけをしたことが始まりと言われている。

### 【住居表示に関する法律】

昭和三十七年法律第百十九号

（目的）

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（住居表示の原則）

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の

二十の区及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区をいう。)及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という。)につけられる符号(以下「街区符号」という。)及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」という。)を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(住居表示の実施手続)

第三条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により区域及びその区域における住居表示の方法を定めたときは、当該区域について、街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけなければならない。

3 市町村は、前項の規定により街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号をつけたときは、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号又は道路の名称及び住居番号を告示するとともに、これらの事項を関係人及び関係行政機関の長に通知し、かつ、都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村は、第一項及び第二項に規定する措置を行なうに当たっては、住民にその趣旨の周知徹底を図り、その理解と協力を得て行なうように努めなければならない。

(条例への委任)

第四条 前条第三項の告示に係る区域について当該告示に掲げる日以後街区符号、道路の名称又は住居番号をつけ、変更し、又は廃止する場合における手続その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

(町又は字の区域の合理化等)

第五条 街区方式によつて住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするように努めなければならない。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

(町又は字の区域の新設等の手続の特例)

第五条の二 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第二条に規定する方法による住居表示の実施のため、地方自治法第二百六十条第一項の規定により町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更(以下「町又は字の区域の新設等」という。)について議会の議決を経ようとするときは、あらかじめ、その案を公示しなければならない。

2 前項の規定により公示された案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で市町村の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、その案に異議があるときは、政令の定めるところにより、市町村長に対し、前項の公示の日から三十日を経過する日までに、その五十人以上の連署をもつて、理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

3 市町村長は、前項の期間が経過するまでの間は、住居表示の実施のための町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出することができない。

4 第二項の変更の請求があつたときは、市町村長は、直ちに当該変更の請求の要旨を公表しなければならない。

5 市町村長は、第二項の変更の請求があつた場合において、当該変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案を議会に提出するときは、当該変更の請求書を添えてしなければならない。

6 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案については、あらかじめ、公聴会を開き、当該処分に係る町又は字の区域内に住所を有する者から意見をきいた後でなければ、当該議案の議決をすることができない。

7 市町村の議会は、第二項の変更の請求に係る町又は字の区域の新設等の処分に関する議案について、修正してこれを議決することを妨げない。

8 第二項の市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者とは、第一項の公示の日において選挙人名簿に登録されている者をいう。

(住居表示義務)

第六条 何人も、住居の表示については、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いるように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体の機関は、住民基本台帳、選挙人名簿、法人登記簿その他の公簿に住居を表示するときは、第三条第三項の告示に掲げる日以後は、当該告示に係る区域について、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、同条第二項の規定によりつけられた街区符号及び住居番号又は道路の名称及び住居番号を用いなければならない。

(手数料その他の徴収金に関する特例)

第七条 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施並びに第四条の規定による街区符号、道路の名称又は住居番号の設定、変更又は廃止に伴う公簿又は公証書類の記載事項で住居の表示に係るものの変更の申請については、法令の規定により当該申請をする者の負担とされている手数料その他の徴収金は、当該法令の規定にかかわらず、徴収しない。

(表示板の設置等)

第八条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域の見やすい場所に、当該区域内の町若しくは字の名称及び街区符号又は道路の名称を記載した表示板を設けなければならない。

2 前項の区域にある建物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村の条例で定めるところにより、見やすい場所に、住居番号を表示しなければならない。

(住居表示台帳)

第九条 市町村は、第三条第三項の告示に係る区域について、当該区域の住居表示台帳を備えなければならない。

2 市町村は、関係人から請求があつたときは、前項の住居表示台帳又はその写しを閲覧させなければならない。

(旧町名等の継承)

第九条の二 市町村は、由緒ある町又は字の名称で住居表示の実施に伴い変更されたものについて、その継承を図るため、標識の設置、資料の収集その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国又は都道府県の指導等)

第十条 国又は都道府県は、この法律の円滑な実施のため、市町村に対し、この法律の規定により市町村が処理する事務について、必要な指導を行うものとする。

2 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条第一項及び第二項に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。

3 総務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施のため必要があると認めるときは、市町村に対し、第三条、第五条、第五条の二及び第八条から前条までの規定により市町村が処理する事務について、報告を求め、又は技術的な援助若しくは助言をすることができる。

4 総務大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し、報告を求め、又は援助若しくは助言をすることができる。

(国及び都道府県の機関等の協力)

第十一条 国及び都道府県の機関並びに公共的団体は、住居表示の実施が円滑に行なわれるよう市町村に協力しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この法律の規定による住居表示の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(政令への委任)

第十三条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(住居表示の実施に関する経過規定)

2 市町村は、従前のならわしによる住居の表示が住民の日常生活に不便を与えている市街地である区域について、すみやかにこの法律の規定による住居表示を実施するように努めなければならない。

(公簿の整理)

3 第三条第一項及び第二項の規定による住居表示の実施に伴う第六条第二項の公簿の記載事項の変更についての必要な手続は、主務省令で定める。

附 則 (昭和四二年七月二五日法律第八一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (昭和四二年八月一〇日法律第一三三号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の住居表示に関する法律(以下「新法」という。)第五条の二の規定は、この法律の施行の際すでに議案を議会に提出してある町又は字の区域の新設等に関する処分については、適用しない。

(町又は字の区域の新設等の処分に関する経過規定)

3 都道府県知事は、この法律による改正前の住居表示に関する法律により住居表示の実施のために行なわれた町又は字の区域の新設等に関する処分が地方自治法第二百六十条第二項の規定による告示がなされたものについて、新法第五条の規定又は同法第十二条の規定により自治大臣が定めた技術的基準に適合していないものがあると認めるときは、当該告示がなされた日(当該告示がこの法律施行の前になされた場合にあつては、この法律施行の日)から六月以内に、市町村長に対し、当該処分の是正のために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 前項の求めに係る町又は字の区域の新設等の処分に関する市町村の議会の議決については、新法第五条の二第六項の規定を準用する。

附 則 (昭和五八年一二月一〇日法律第八三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則 (昭和六〇年六月一四日法律第五九号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の住居表示に関する法律(以下「新法」という。)第五条の規定は、この法律の施行の日以後に新法第五条の二第一項の規定により公示される案に係る町又は字の区域について適用し、同日前に改正前の住居表示に関する法律第五条の二第一項の規定により公示された案に係る町又は字の区域については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 【議員政策研究会】

会 長	高司 政文
副会長	大野 達也
会 員	矢野 幸正
	本田 房代
	森 三千年
	富松 万平
	飛高彌一郎
	福嶋 勝彦
	清家 好文